

事務連絡
令和元年5月10日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等での保育における安全管理の徹底について

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

当該事故において、現時点では保育所の対応に問題のある点は確認されておりませんが、保育中の事故防止及び安全対策については、保育所保育指針(平成29年厚生労働大臣告示第117号。以下「指針」という。)及びその解説においてお示ししているところであり(別紙参照)、保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制などの再確認を含め、改めてその取扱いの徹底を管内市町村及び保育所等に周知いただきますようお願いいたします。

併せて、指針及びその解説でお示ししているとおり(別紙参照)、保育所外での活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要な活動であり、移動も含め安全に十分配慮しつつ、引き続き積極的に活用いただきますようお願いいたします。

○ 保育所保育指針解説 (平成 30 年 3 月 厚生労働省編) (抄)

第 2 章 保育の内容

4 保育の実施に関して留意すべき事項

(3) 家庭及び地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

(解説)

子どもの発達を支えるためには、保育所と家庭及び地域社会における生活経験が、それぞれに実感を伴い充実したものとなることはもちろん、相互に密接に結び付くことが重要である。

保育所での遊びや活動の中で子どもたちが味わった様々な実体験が、家庭や地域での生活に生かされるとともに、家庭や地域社会において子どもが身近な環境に触れそれぞれ経験したことが、保育所での生活に生かされていくことが大切である。こうしたことにより子どもは、身の回りの事物に対する興味、関心を広げ、周囲の人々との関わりをより豊かなものにしなが、友達との関わりを深めていく。

したがって、保育所保育に当たっては、家庭や地域社会を含めた子どもの生活全体を視野に入れながら、子どもの抱いている興味や関心、置かれている状況などに即して、必要な経験とそれにふさわしい環境の構成を考えることが求められる。

そのためには、保育士等自身が地域における一人の生活者としての視点や感覚をもちながら毎日の生活を営む中で、家庭や地域社会と日常的に十分な連携をとり、一人一人の子どもの生活全体について互いに理解を深めることが不可欠となる。

また、都市化や核家族化などが進む中で、日常生活において、地域の自然に接したり、幅広い世代の人々と交流したり、社会の様々な文化や伝統に触れたりする直接的な体験が不足しがちとなっている子どもも多い。

保育所ではこれらのことを十分に踏まえて、保育所内外において子どもが豊かな体験を得る機会を積極的に設けることが必要である。その際、特に保育所外での活動においては、移動も含め安全に十分配慮することはもちろんのこと、子どもの発達やその時々状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験ができるよう指導計画に基づいて実施することが重要となる。

様々な地域の資源から協力を得るためには、保育士等が日頃から身近な地域社会の実情を把握しておくと同時に、地域から保育所の存在やその役割が認知され、子どもや保育について理解や親しみをもって見守られていることが前提となる。

地域社会との積極的な交流や保育に関する情報の発信など、地域と密な連携を図りながら、子どもの生活がより充実したものとなるよう取り組むことが求められる。

第3章 健康及び安全

3. 環境及び衛生管理並びに安全管理

(2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

(解説)

事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。

事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である。

日常的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行い、文書として記録し、その結果に基づいて問題のある箇所を改善し、全職員と情報を共有しておく。

保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。

また、保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもを確実に観察することが重要である。

重大事故の発生防止のため、あと一歩で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。

さらに、子どもが家庭においても安全な生活習慣を身に付けることができるよう、保護者と連携を図るとともに、交通安全について学ぶ機会を設けるなど、地域の関係機関と連携して取り組むことも重要である。

令和元年 5 月 1 0 日

各市町村長 様
(交通安全対策主管課扱い)

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課長 (公印省略)

園児の交通事故防止に対する幼稚園、保育園等への注意喚起について (依頼)

交通安全教育につきましては、日頃格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新聞報道等でも御承知の通り、本年 5 月 8 日午前、滋賀県大津市内において保育園児の列に車が突入するという悲惨な交通事故が発生しました。

埼玉県内においても、過去に園児らの列に自動車が入る事故が発生しており、県警察や道路管理者による対策が講じられてきた経緯があります。

この度の大変痛ましい事故を受け、県警察では各種活動を強化するとともに、園児、引率者等の安全対策について幼稚園、保育園の関係課所あてに依頼したとのことであり、県としてもドライバーの安全意識の高揚に、より一層努めてまいります。

つきましては、各市町村において幼稚園、保育園における交通安全教育等を実施する際には、施設代表者や職員に対し、

- 園児の散歩や園外学習等で移動する際には、あらかじめ危険箇所を十分に確認し、可能な限り安全なルートを選択すること
- やむを得ず歩車道の区分がない道路を通行する際は、十分な安全対策をとれる人員を確保すること
- 特に幼児を自転車に同乗させて送迎する保護者等に対し、幼児には必ずヘルメットを着用させ、運転する保護者自身が交通ルールを遵守するよう声をかけること

などについて、注意喚起していただきますよう、特段の御配慮をお願いします。

担 当 総務・交通安全担当 石藤

電 話 0 4 8 - 8 3 0 - 2 9 6 0

F A X 0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 5 7

E-mail a2950-03@pref.saitama.lg.jp

志木市立保育園交通安全チェックリスト

実施日 令和 年 月 日

_____ 保育

園

■意識啓発

- 1 保育園周辺の交通状況を常に把握しているか。また、危険箇所について把握しているか。
- 2 職員が、交通安全について常に配慮するよう意識の啓発をしているか。
- 3 園児や職員に対する交通安全指導を行っているか。
- 4 事故発生時に対応するためのマニュアルの整備、訓練の実施を行っているか。

■園外活動

保育活動で園外に出る前に

- 5 道路交通上安全な経路を歩行しているか。
- 6 何通りかの安全ルートを確認しているか。
- 7 園長は、どのルートで園外活動をしているか把握しているか。
- 8 十分な引率者を配置しているか。
- 9 実施場所へ行くまでの安全に配慮する他、危険な場合は別の場所を確保しているか。
- 10 事故発生時に備えて救急セット、連絡用携帯電話を携行するなどの対策をとっているか。

散歩時の注意事項

保育園側における配慮

- ★ 各年齢に応じた目的地の選択
- ★ 園児の体調考慮
- ★ 天候などの考慮
- ★ 目的地での遊ばせ方
- ★ 人数確認（園出発時・現地・現地出発時・園到着時）
- ★ 避難車・散歩車の点検

道路での配慮

- ・ 交通ルールの遵守
- ・ 地域との連携
- ・ コース、ルートの確認

現地での配慮

- ・ 各年齢に応じた遊ばせ方
- ・ 公園内における遊具他、約束事の確認
- ・ 土手等での遊ばせ方、注意事項

【歩行中】

園児への指導

- ・手には何も持たせない。間隔をあけない。走らせない。細い道、階段の昇降は2人で手をつながず1人で歩く。
- ・進行方向のできるだけ右側を歩行。路側帯があるなど、安全な経路を判断する。
- ・自動車、バイク、自転車、犬・猫などは触らせない。
- ・縁石の上には乗らない。

保育士の配慮

- ・車や自転車が通る度に「車・自転車が来た」と声を出したり、笛で知らせる。
- ・年齢が上の子を車道側に歩かせる。
- ・通行中の危険物（枝など）に注意する。
- ・人数確認は保育園を出発時から到着までの間に随時確認を行い、職員同士で共有する。

【交差点・横断歩道】

園児への指導

- ・信号待ちは車道側に近づかない。
- ・幼児は左右確認、信号の見方が身につくようにする。

保育士の配慮

- ・横断歩道を通行中は、保育士が先に横断歩道に立ち誘導する。
- ・列が長いときは、短い列にして短時間で横断歩道を渡らせる。

【公園】

園児への指導

- ・遊ぶ前に園児に約束ごと（危険な場所に行かない、トイレに行くときは保育士に言う、他の利用者と共有して使用する、他）を確認する。

保育士の配慮

- ・職員の人数に合わせて配置し、遊ばせる。
- ・子どもが遊ぶ前に死角となる場所や危険な物、道徳上よくない物がないか確認する。
- ・不審者と思われる人がいた場合、刺激せずにその場から離れる。
- ・園庭のない民間園が使用していた場合は優先させる。
- ・市民や他の保育園にあったら挨拶をして、一緒に利用してよいか声をかける。

【避難車の取り扱い】

- ・避難車の通路に関しては、常に安全を考慮し通路の選択をする。
- ・避難車への園児の乗せ方、立ち方（バランス）に注意する。
- ・避難車の点検は年1～2回実施する。

【その他】

- ・事前に散歩先、経路、携帯を所持する職員名、帰園時間等を散歩記録簿に記入し報告してから出かける。
- ・行き先やコースが変わった際は、保育園に即時、連絡する。
- ・危険箇所や不審者などを見かけたら保育園から保育園担当課に報告する。
- ・公園などで壊れていたり、危険箇所があった場合は園長に報告し、市へ連絡する。
- ・通行する道路において危険箇所があった場合は、園長に報告する。（通勤の際も同様）

【園外での保育活動における安全確保の現状調査集計】

回答法人数 22

◆質問による回答数

※同一の法人によっては、園をまとめて回答している。

No.	質問内容	はい	構成比	いいえ	構成比
Q1	散歩コース上の安全点検は定期的に行っていますか？	18	81.8%	4	18.2%
Q2	危険箇所については、その対応策を講じていますか？ Q1で「はい」の場合	17	94.4%	1	5.6%
Q3	園外保育に関するマニュアルなどは作成していますか？	9	40.9%	13	59.1%
Q4	大津市での保育園児の死傷事故が発生して以来、保護者から園外保育に対する要望や意見などは増えましたか？	1	4.5%	21	95.5%